

## 第8節 都市の美観・生活環境の保全

### 1. 都市の美観・生活環境の現状

本市は、高尾山や浅川などに代表されるように自然豊かなまちですが、駅を中心として多くの人が行き来し、飲食店や娯楽施設、様々な商品やサービスを提供する店舗なども集積し、市民生活が多様化すると共に、商店の経営スタイルも変化してきています。

そうした状況の中、歩きたばこや吸殻のポイ捨ての他、歩道に放置された自転車問題、違法看板の設置やはみ出し営業など、マナーやモラルの欠如から、街の美観が損なわれてきています。さらに、都市化に伴い電波障害などの問題も起きています。

また、自然が豊かな半面、害虫や雑草に関する相談も多く寄せられています。

一方、市民・事業者が中心となって取り組んでいる駅前や沿道の花づくり事業や町会・自治会などが行っている地域や河川の清掃活動など街の美化活動は年々活発化しています。

市においても、様々な制度づくりや啓発活動などを展開し、誰もが住み良い環境づくりに取り組んでいきます。

### 2. 都市の美観・生活環境への取り組み

#### (1) 路上喫煙対策



条例周知啓発キャンペーン

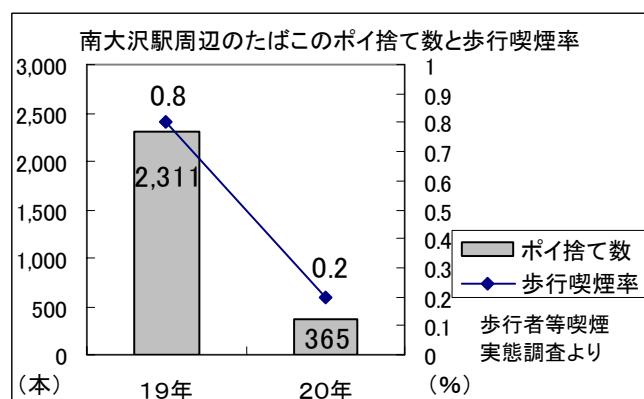
歩きたばこによる火傷の被害等の歩行空間の危険、たばこの吸い殻のポイ捨てによる街の美観の損失、たばこの煙による不快感など、喫煙マナーの欠如による迷惑喫煙が社会的問題となっています。

「八王子市路上喫煙の防止に関する条例」は、市民の皆さんからの強い要望を受け制定し、19年1月1日より市内全域の路上での歩きたばこを禁止し、4月1日より八王子駅北口周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定しました。20年4月1日には八王子駅北口周辺の禁止地区拡大と南大沢駅周辺の新規指定を行いました。路上喫煙等の実態調査の結果

では、八王子駅北口、南大沢駅周辺ともに、歩行喫煙率、たばこのポイ捨て数は大幅に減少し、禁止地区指定の効果が見られました。

喫煙者と非喫煙者が共存できる街にするためには禁止地区指定などの規制とともに、喫煙マナーの普及と向上が必要です。その一役として、「喫煙マナーアップキャンペーン」を環境フェスティバルやいちょう祭り、成人式などの会場で計6回実施しました。また、「路上喫煙防止条例周知啓発キャンペーン」を市民・事業者の方々にも参加いただきながら、計3回実施しました。

今後も喫煙者のマナー向上を図るため、啓発活動を継続していきます。



## (2) 放置自転車対策

放置自転車は、通行の妨げになるばかりでなく、交通事故の誘発、高齢者・障害者の社会参加や災害時の救急・消火活動の妨げにもなります。

市は、駅周辺の放置自転車対策として「自転車等の放置の防止に関する条例」を制定し、自転車駐車場を整備するとともに、放置禁止区域内の放置自転車は即時に撤去しており、放置自転車問題解消のため撤去対象時間の拡大や撤去頻度の向上に努めています。

また、通勤・通学利用の長時間駐輪への対策のほか、買い物利用等の短時間駐輪については、八王子駅北口に「駐輪帯（歩道上の短時間利用者用駐輪場）」を設置し、今後も中心市街地の周辺への増設を検討していきます。



八王子駅北口駐輪帯

## (3) 違法看板とはみ出し営業対策

良好な都市景観を保全するため、15年7月に「八王子市捨て看板防止条例」を施行し、JR八王子駅周辺を重点区域として指定して厳しく対応したことや、900名の捨て看板除去協力員と協働して違反看板の除却に努めたことにより、市内の捨て看板は減少しました。

一方、違法な置き看板等については、取り締りを強化するため、19年3月に「八王子市生活の安全・安心に関する条例」を改正し、市内全域で公共の場に無許可で看板を設置したり、商品を陳列することを禁止しました。同年6月にはJR八王子駅北口周辺を「置き看板等放置行為防止重点区域」に指定し、指導を強化したことで違法な置き看板等は大幅に減少してきています。

## (4) 美観の保持



町の清掃

市全域を対象に、『美しい八王子をつくる会』による町と川の清掃美化活動を実施し、美化意識の徹底についての呼びかけをしています。6月1日（日）は町の清掃を、204団体、15,017人の参加のもと、空き缶320kg、可燃・不燃ごみ9,930kgを拾い集めました。

また、9月7日（日）には川の清掃を、203団体、12,016人の参加のもと、可燃・不燃ごみ12,770kgのごみを拾い集めました。活動内容も拡充し、参加する団体数や個人の方々も回を重ねるごとに増え続けていますが、市民一人ひとりがごみのない住みよいまちにするよう努めることが大切と考えます。

## (5) 害虫対策

市民の皆さんから、ダニ、蚊、ハト、ネズミなど害虫等の駆除相談が多く寄せられており、その数は、年間1,700件を超えています。この中でもハチの駆除相談が最も多く、20年度においては、1,452件の相談が寄せられました。このハチに関する相談は1年を通じてありますが、6月から11月に集中し、特に7月、8月、9月の3ヶ月間で1,000件を超える相談がありました。

市ではハチを含め害虫等の駆除を直接行っていませんが、駆除方法の簡単な説明や駆除業者の紹介、またハチの駆除をご自分で行われる方のために、防護服および殺虫剤の貸し出しを無料で行っています。

自然環境が豊かな八王子では、ハチなどの生き物が多く生息しています。市では、市民の皆様に、ハチに対しての理解を深めていただくため、市民の方、大学との協働により、ハチ対策冊子「教えて『ハチ博士』」を作成し、事務所および市民センターなどで配付しています。



ハチ対策冊子

## (6) 空閑地の雑草対策

「八王子市民の生活環境を守る条例」に基づき、空閑地の雑草対策として、病害虫の発生や防犯上の観点から、適正に管理されていない土地の所有者等に対して、雑草の除去および清掃管理等の指導を行っています。

市へ寄せられる苦情等のなかでも、改善の見られない空閑地については、地元の町会、自治会などと協力し、雑草対策に取り組んでいます。

## (7) 電波障害の未然防止

テレビ放送は、受信機の普及により社会における情報伝達の手段としてきわめて重要な役割を果たしています。しかし、都市化の進展による高層建築物等の建築に起因する障害や、電気的雑音などにより、受信障害が発生する場合があります。

テレビの受信障害は、建築物に起因するものが最大の要因となっています。市では、建築物による受信障害を未然に防止するため、「八王子市民の生活環境を守る条例」により、原因者による対策を義務付けています。さらに、八王子市集合住宅等建築指導要綱に基づき高さ10m以上の建築物の建築について事前協議を行い、計画時点における調査等について事前確認を行うなど、受信障害対策の指導を行っています。